

ヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及促進を求める意見書

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など障害があることが外見からはわからない方、または妊娠初期の方などが身につけることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるよう作成されたマークである。また、ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援内容などを詳しく記載し、災害時や日常生活で困った時に見せることで、周囲に自己の障害への理解や支援を求めることができるよう作成されたものである。

ヘルプマーク及びヘルプカードは平成24年に東京都が作成し、配布を始めたものであるが、昨年7月に日本工業規格（J I S）の案内用図記号に採用されたこともあり、導入する地方公共団体が全国に広がっている。本市においても、昨年10月にヘルプカード、本年7月にヘルプマークの配布を開始している。

ヘルプマーク及びヘルプカードが効果を発揮するためには、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯をすることに加えて、周囲の方がその意味を理解していることが必要であるが、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また、地方公共団体間をまたがる公共交通機関などではヘルプマーク導入の連携が難しいなど、課題も浮き彫りになってきている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、ヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及促進を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 各地方公共団体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を充実させること。
- 2 国民へのさらなる普及及び理解促進を図るため、関係省庁において、ヘルプマーク及びヘルプカードの積極的な広報活動を実施すること。
- 3 公共交通事業者を初めとする民間企業等においてもヘルプマークの導入が進むよう、国として積極的に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月 3 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		